

会 議 録

会議の名称	第2回小金井市地域自立支援協議会			
事務局	福祉保健部自立生活支援課			
開催日時	平成28年8月30日（火） 午後5時から午後7時まで			
開催場所	前原暫定集会施設1階 A会議室			
出席者	委員	高橋 智 委員 矢野 典嗣 委員 荒井 康善 委員 赤濱 高之 委員 石原 久枝 委員 久野 紀子 委員 小松 淳 委員 坂本 珠江 委員 小幡 美穂 委員 高橋 良友 委員 名取 知子 委員 森田 史雄 委員 ボーバル 聡美 委員 緒方 澄子 委員 室岡 利明 委員 欠席4人		
	事務局	自立生活支援課長 藤井 知文 自立生活支援課係長 染谷 幸枝 自立生活支援課係長 高田 明良 自立生活支援課主査 吉本 朋史 自立生活支援課主任 清水 一樹 障害者地域自立生活支援センター 吉岡 障害者地域自立生活支援センター 榊原		
傍聴の可否	可	傍聴者数	3人	
会議次第	1. 開会 2. 議題 (1) 各部会からの報告 (2) 事務局からの報告事項 (3) UDトークのデータから要点議事録への対応について (4) 相談部会学習会について (5) 保健福祉総合計画について			

	(6) 講演会（シンポジウム）について (7) 障害者差別解消条例（折衷案）の扱いについて (8) その他委員からの発議 3. 次回開催日程について
--	---

資料の確認（事務局）

（1）各部会からの報告

①相談支援部会

7月15日に行われた相談支援部会の報告をします。

今回、協議内容は相談支援部会としてどのようなことを目指すか。

前年度の課題となった事項の整理、地域包括支援センターの職員ケアマネージャーが障害分野の制度を理解する取り組みを行っている。

今年度は障害分野の支援者が介護保険についての理解を深めるということテーマに行っていく。具体的には講演会を実施して交流会親睦会とした。

②生涯発達支援部会

生涯支援部会（資料参照）

6月は、お子さんが小学校の低学年で、小学校の通常級に在籍していて車いすを通常は使われているお子さんと保護者の付き添いについてです。昨年から1年間の中で、いろいろと制度的な進捗もあり実際に現状がどうなっているのか。

7月は保護者の方に報告をいただきました。

発達障害を持っていて不登校のお子さんです。現在は中学生で、小学校の中学年から不登校になっている。

9月はボーバル委員からの報告がある予定です。

③生活支援部会

小金井市条例を策定するに当たっての議論を深めることと実態を明らかにしていくことでアンケート調査を関係団体の方に来て話を聞きながら深めていきたいということで準備を進めてきた。当日、関係団体の不参加もあり、合理的な配慮についてどう周知するか、関係団体と調整を進めていったらよいかということ議論した。

その中で権利条約の中身を周知するものを作成する必要がある。

(2) 事務局からの報告事項

①合理的配慮指針事例集

一点目として改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止、合理的配慮に関する合理的配慮指針事例集第2版です。

資料10番です。

6月30日に厚労省の障害者雇用対策課長から発出されたものです。

障害者差別解消法施行に伴う情報提供です。

②津久井やまゆり園事件

津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実についてです。8月10日に厚労省障害福祉、精神障害保険課長から出されたものです。

大変痛ましい事件が発生しました。今回の事件では、当該施設の関係者のみならず、報道等を通じて事件に接した障がい者、障害福祉サービスの利用者をはじめ家族および職員等が不安な気持ちになることが考えられます。心のケアの充実について万全を期されるようお願いいたします。

(委員から)

差別解消法が実施したその年に施設での虐殺事件が起きたということについて、後世の歴史家が2016年は絶対に障がい者の人権をめぐる分析で外すことはできない。

この後、シンポジウムについての議論もしますが、条例についての議論をしますが、どういうスタンスで臨むかがまさに問われているかと思いません。

シンポジウムは、障がい者の日に常に2016年に事件が起きた頃のことをきちっと意識する。そのことを随所に示されていく取り組みが必要だと思います。

(3) UDトークのデータから要点議事録への対応について

(事務局から説明)

現在、自立支援協議会の本会や合同部会においては、今年度からUDトークを入れています。

UDトークとは、音声を文字変換してくれるアプリです。会議における情報を保障すると同時に、議事録の作成を容易にする効果があります。

しかしながら、プライバシーの配慮からは直ちに削除するのが望ましい

ものと思われます。

よって、議事録が確定した段階で速やかに削除するという事によろしいでしょうか。

事務局の提起通り承認される。

(4) 相談支援部会学習会について

内容としては5時半開始。介護の認定申請の3ヶ月前倒した場合ということで小金井市の介護福祉課職員の方をお願いをする。休憩を挟み第2部で親睦会等という形で各団体の自己紹介、各団体の紹介パンフレットおよび、資料交換後に各意見交換する。

案内を9月20日に発送し10月4日締め切りという形で対応させていただきます。

相談支援部会からの提案内容を承認する。

(5) 保健福祉総合計画について

(事務局より)

保健福祉総合計画は、「地域福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画」、「介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画」「健康増進計画」を一体的に保健福祉総合計画として平成29年度末に策定するものです。

実際の作業体制につきましては、自立支援協議会としては保健福祉総合計画の障害者専門部会を担うことです。

障害者専門部会を生活支援部会に担っていただきたい。

また、策定委員会に選出する代表者は矢野委員にお願いしたい。

事務局の提案通り承認する。

(6) 講演会(シンポジウム)について

(事務局から)

資料3が3種あります。

最初が横書きで市報の原稿例です。

次が縦の帯書きで「ともに暮らす小金井」と書いてある、チラシポスターです。

最後の資料3は企画案です。

開催日時は12月3日土曜日午前10時から正午までです。

場所は宮地楽器ホール内の小ホールです。

最初に馬場委員から、条例の基本的な考え方を説明していただき、その

後、当事者からの発表を行い、その後総括的なまとめを高橋会長にしていただければと思っております。

会場準備は午前 9 時 30 分より、片付けは正午の休憩時間中に行うこととなります。

また、障害者週間実行委員会よりネットワーク強化の観点からも午後の部についても、できれば委員の方に見学や参加をしていただきたいという要望をいただいています。

第 1 部の報告は短めにして、まとめも短めにして、できるだけ当事者の声を沢山出していただけるよう、またフロアからもたくさんの意見が出され当事者の意見を沢山出していただけるようなシンポジウムになればよいと考えています。

承認される。

(7) 障害者差別解消法（折衷案）の取り扱いについて

資料 5、6 の説明(部会員から説明)

資料 7 の説明。

生活支援部会での議論となる普及啓発、意識向上のパンフレットを案とし事務局として提示させていただきます。

生活支援部会で、さいたま市の差別解消条例の制定に際しアンケートを実施した内容を事例ごとに集約して今後のヒアリングや、合理的配慮の具体的な事例を資料として検討していきたいと思っています。

(委員から)

おおむね趣旨としては反映していると思いますが、全くの部外者の人がどう受けとめるか、出席している方に意見を聞くと良いと思います。

(事務局より)

今年 1 年間を通じて、条例についての案や普及啓発を図るという 1 年としています。まず 1 年それを行います。それが終わりましたら実務的に法務部門と法令用語等を調整し、実際の条例案に取りかかるということになります。

(委員から)

事務局の実務になりますが、自立支援協議会が提案することなので私たちがその段階で、何もその意見を言えないってことはないわけですよ。予想されるパブリックコメントについてここで紹介され、どう対応する逐一の紹介はあると思うのですが、その点はどうか？

(事務局より)

この場で確定的なことを言うことは難しい。自立支援協議会に報告はしたいと思っています。

パブリックコメント等が出た意見について事務局で受けとめて対応ということになります。自立支援協議会は議論の場ですから技術的な法令用語に関しては意見をただいただきつつも、法務部門と事務局が具体的な調整となることを承知してください。

(委員から) 司会

私は相当介入したい。ほったらかしにはしないつもりです。とても大事な条例ですので事務局におまかせという形にはしたくありません。この場で意見出して意見も聞きながら進めてもらいたい。

(委員から)

ここ出された折衷案を認めていただき、決着したあとまだ議論する機会があり、12月のシンポジウムで意見をいただきながら、議会で提案できるようなものまでつくっていく。2年間の協議会の大きな中身がこの条例案をつくることですから。パブリックコメントを含めて私たちがきちんと考えなきゃいけないことは多々あると思いますので、責任持ってやっていきたいということで、ぜひ決めたいと思っています。ここで少し方向性が違ったものを一つにまとめていただいた上で、9月以降たたき台がないと進んでいきませんので、今日が、その会ですので、ここでいろんな意見いただいてとりあえず進めていくべきだと思っています。

(委員から) 司会

私の方は虐待の禁止の所です。

明確に津久井やまゆり園の事件について書かれている。確かに条例中に書き込むのは難しいかもしれませんがぜひ、共生社会をつくる願いということで書き込んでいただきたい。

この間、懸案事項で事務局と打ち合わせ調整などしながら皆様方が同意していただけるようなプランを共につくってまいりました。さらによいものにしていくため、資料7をたたき台として承認しさらに前に進めていきたいと思っています。

承認される。

(8) 委員からの報告

①資料、「防災まちあるき2016」参照。

聴覚障害者協会の言いかえると耳の聞こえない人たちの仲間とそれを支

援している聞こえる人たちの手話のボランティアのサークル、通訳者などが集まって、災害対策委員会というのを立ち上げています。

先日、防災まち歩きを行いました。その内容の報告書になります。

②就労支援センターで取り組んでいる内容の提案

就労支援センターは平成 19 年から小金井市に開設され、2 年目から市内実習を毎月させていただいています。

市内実習では、各課の業務を市役所の中で作業することで職業準備をするということで利用者が参加しています。今年から外部での実習も公民館での清掃をしています。シルバー人材センターの職員と一緒に作業する取り組みになっています。

市内の実習とは違った図書館での実習を報告したい。

9 月の障害発達支援部会でもまた詳しくご報告したいと思っています。

(委員から)

私は精神障害の方や発達障害の方は、図書館での作業はととても適切だったと以前から思っていた。非常に静かな環境でできるという所です。それからかなり定型化された作業が中心ですので、参加しやすいことです。

図書館というと非常に特殊に見えますけど、社会に出るについて必要なとても良い中間施設だと思っています。特に図書館はたくさんあります。学生を雇っている。障がいを持っている方々の良い場所になればよいと常々思っています。

ちょうど今年は雇用促進法の改正です。雇用のところも含めた差別解消について目玉は条例をつくるということです。雇用ところがまだ全く未着手です。例えば、雇用の作業です。

学芸大に派遣して行ってもらうとか、目玉になる就労の形、作業は何か。こういうところにあるように思います。

(自立生活支援課から)

職場実習のさらなる開拓という観点から、委員の発言からの方策も非常に有効だと思っています。

さまざまな場所で、さまざまな障がいのある方が雇用に向けての訓練と実習ができることは、考えていきたいと思っています。

まだ、就労支援センター等いろいろ御相談させていただきながら、雇用の拡大について職場実習の拡大等研究していきたいと思っております。

(委員から)

9月の生活支援部会、このテーマで報告していただきます。実際働いている方の感想のインタビューとか部会で就労を含めて生活支援部会として議論をしたい。

(9) 次回の開催日程の確認

9月23日（金）17時から19時